

「(仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案」について

1. 条例制定の趣旨

本県における治水政策については、これまで洪水を安全に流下させるための河川やダムなどの施設整備を進めてきましたが、近年、全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しており、滋賀県でも起こり得る可能性があります。

また、県民と河川との関わりの希薄化や大水害の経験の減少等により、県民の水害への関心や危機意識が低下し、地域社会で育まれてきた水害から生命および財産を守る仕組みが次第に失われていくことが危惧されています。

こうした状況を踏まえ、「ながす」対策に加えて「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を組み合わせた流域治水を総合的に推進し、水害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域を実現することを目的として、「(仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例」を制定します。

条例では、流域治水に関し、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、河川の整備その他県が行う施策の基本となる事項、建築物の建築等の制限に関する措置等を定めるものです。

2. これまでの経緯

平成 24 年 3 月 滋賀県流域治水基本方針策定

平成 24 年 9 月 流域治水政策の基礎情報である「地先の安全度マップ」の公表

平成 25 年 5 月 15 日 政策・土木交通常任委員会「条例骨子案・支援制度案」

平成 25 年 5 月 16 日 各町長への説明「条例骨子案・支援制度案」

平成 25 年 5 月 29 日 各市長への説明「条例骨子案・支援制度案」

3. これからのスケジュール(予定)

平成 25 年 6 月 24 日 政策・土木交通常任委員会「条例要綱案」

平成 25 年 7 月中旬 各市長への説明「条例要綱案」

県民政策コメントの実施・市町長への意見照会

4. 資料

資料 1 - 1 : 「(仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案」について
(P1～P2)

資料 1 - 2 【パブコメ資料】: (仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案 (P3～P14)

資料 2 - 1 : (仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案に対する意見・情報の募集について (案) (P15)

資料 2 - 2 【パブコメ参考資料】: (仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案の概要 (P17)

資料 2 - 3 【パブコメ参考資料】: (仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則で定める主な内容 (案) について (P19)

資料 3 - 1 : (仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例骨子案および支援制度に対する市町長の主な意見と県の考え方について (P21～P26)

資料 3 - 2 : (仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例骨子案および支援制度に対する市長会 (5/29 開催) および町村会 (5/16 開催) での意見等 (P27～P29)

資料 4 : 「村居田地区水害に強い地域づくり計画 (概要版) 平成 25 年 4 月
水害に強い地域づくり取り組み事例 (条例要綱案第 33 関係)
(P31～P32)

(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案

前文

滋賀県の河川は、琵琶湖を取り巻く四方の山々から流れ出て、網の目のように湖国全体を覆い、大地を潤し、多様な生物を育みながら、私たちの暮らしや産業を支えてきました。その一方で、時として大雨による洪水氾濫で県民を苦しめてきました。

先人たちは、水を巧みに利用しながら、水源となる森林を守り、平野部では堤防を築き、河畔林をつくり育て、地域の水防組織を強化し、生命と財産を守り続けてきました。

近年、全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しており、滋賀県でも起こり得る可能性があります。また、都市化の進展と共に県民と河川との関わりが希薄になったこと等により、県民の水害への関心や危機意識が低下し、これまで地域社会で育まれてきた水害から生命と財産を守るための仕組みが次第に失われていくことが危惧されています。

こうした状況を踏まえ、水害から県民の生命と財産を守るためにには、まず、多くの県民が暮らしている氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有することが必要です。

そのうえで、河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても県民の命を守り、甚大な被害を回避するためには、「川の中」で水を安全に「ながす」対策に加え、「川の外」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要です。

私たちは、全ての者が「滋賀の流域治水」を実践し、将来にわたって安心して暮らすことができるよう、自助・共助・公助を基本として水害に強い地域づくりを目指すことを決意し、ここに滋賀県流域治水の推進に関する条例を制定します。

第1章 総則

第1 目的

この条例は、流域治水に関し、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、河川の整備その他県が行う施策の基本となる事項、建築物の建築等の制限に関する措置等を定めることにより、流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的とします。

第2 定義

- 1 この条例において「浸水被害」とは、洪水による浸水または一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、県民の生命、身体または財産に生ずる被害をいいます。

- 2 この条例において「流域治水」とは、浸水被害を回避し、または軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせて実施することをいいます。
- (1) 洪水による河川等（河川および下水道、農業用排水路その他の排水施設をいいます。以下同じです。）の氾濫を防ぐため、河川の整備を行うこと。
- (2) 河川等への急激な雨水の流入を緩和するため、河川等に係る集水地域において雨水を貯留し、または地下に浸透させること。
- (3) 泛濫原（浸水被害が生じるおそれのある区域をいいます。以下同じです。）において浸水被害の発生のおそれを考慮した建築物の建築等の制限、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する区域区分の決定等を行うこと。
- (4) 県、市町、県民その他の関係者が連携して、避難に必要な情報の伝達体制の整備、地域における浸水被害の回避または軽減に関する必要な対策の検討等を行うこと。
- 3 この条例において「想定浸水深」とは、一定の期間につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において、洪水または下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことにより氾濫原が浸水したときに想定される水深をいいます。

第3 基本理念

- 1 流域治水は、浸水が発生した場合における県民の生命に対する被害を回避することが特に重要であるとの認識の下に推進されなければなりません。
- 2 流域治水は、河川の流水を流下させる能力を超える洪水が発生するおそれがあることに鑑み、その基幹的な対策である河川の整備を計画的かつ効果的に実施することに加えて、他の対策を実施することにより、浸水被害を回避し、および軽減することを旨として推進されなければなりません。
- 3 流域治水は、その施策が総合的に実施されるとともに、その効果が最大限に發揮されるよう、地域の特性に応じて推進されなければなりません。
- 4 流域治水は、県、市町、県民その他の関係者相互間において情報が共有されることを通じて、これらの者の相互の連携および協働の下に、着実に推進されなければなりません。

第4 県の責務

- 1 県は、第3に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、流域治水に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとします。
- 2 県は、流域治水に関する施策の策定および実施に当たり、市町、県民その他の関係者との連携に努めるとともに、市町、県民その他の関係者に対し、必要な情報の提供、助言または支援を行うものとします。
- 3 県は、水防に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が流域治水に関する施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとします。

第5 県民の責務

- 1 県民は、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、自らの生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければなりません。
- 2 県民は、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければなりません。

第6 事業者の責務

- 1 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、その事業の利用者、従業者等の生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければなりません。
- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければなりません。

第2章 想定浸水深の設定等

第7 基礎調査

- 1 知事は、想定浸水深の設定または変更のために必要な基礎調査として、河川等に係る集水地域および氾濫原に関する地形、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとします。
- 2 知事は、1の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町の長に対し、その管理する河川等に関する情報の提供その他の協力を求めることができます。

第8 想定浸水深の設定等

- 1 知事は、第7の1の調査の結果を踏まえ、おおむね5年ごとに想定浸水深を設定するものとします。
- 2 知事は、1の規定により想定浸水深を設定しようとするときは、あらかじめ、期限を定めて、関係市町の長の意見を聞くものとします。
- 3 知事は、1の規定により想定浸水深を設定したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを公表しなければなりません。
- 4 2および3の規定は、想定浸水深の変更について準用します。

第3章 河川における氾濫防止対策

第9

知事は、洪水による河川の氾濫を防ぐため、次に掲げるところにより、その管理する河川の整備を行うものとします。

- (1) 県の全域における河川の整備状況の均衡に配慮しつつ、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を、計画的かつ効果的に組み合わせて行うこと。

- (2) 河川の流水を流下させる能力を維持するため、治水上の支障の程度に応じ、河川内の樹木の伐採、堆積した土砂のしゅんせつ、護岸の修繕等を行うこと。
- (3) 堤防が決壊した場合に甚大な浸水被害が想定され、かつ、当面(1)に規定する対策を実施することが困難な河川の区間にあっては、浸水被害を軽減するため、堤防の性能の向上を図る改良を行うこと。

第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策

第10 森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保

- 1 森林を所有し、または使用収益する権原を有する者は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、県民、事業者等と連携して、森林の適正な保全および整備を行うことにより、森林が有する雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能をいいます。以下同じです。）が持続的に発揮されるように努めなければなりません。
- 2 農地を所有し、または使用収益する権原を有する者は、農業生産活動を行うに当たっては、農地の適正な保全および管理を行うことにより、農地が有する雨水貯留浸透機能が持続的に発揮されるように努めなければなりません。

第11 公園等の雨水貯留浸透機能の確保

- 1 おおむね1,000平方メートル以上の面積を有する公園、運動場その他これらに類する施設の所有者または管理者は、その敷地に雨水を貯留する機能を有する施設を設置すること、雨水を浸透させる舗装を施すことその他の雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するように努めなければなりません。
- 2 建物または工作物の所有者または管理者は、雨水の貯水槽を設置すること等により、これらの建物または工作物の規模に応じた雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物または工作物の雨水貯留浸透機能を維持するように努めなければなりません。

第5章 沼澤原における建築物の建築の制限等

第12 定義

この章、第7章および第8章において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例によります。

第13 浸水危険区域の指定等

- 1 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきも

のを浸水危険区域として指定することができます。

- 2 1の規定による指定は、当該指定の区域および想定水位（1に規定する想定浸水深に係る水位であって、建築物の建築の制限の基準となるべきものをいいます。以下同じです。）を明らかにしてするものとします。
- 3 知事は、1の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければなりません。
- 4 3の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、3の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができます。
- 5 知事は、1の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、期限を定めて、4の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町の長の意見を聴かなければなりません。
- 6 知事は、1の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨ならびに当該指定の区域および想定水位を告示しなければなりません。
- 7 1の規定による指定は、6の規定による告示によってその効力を生じます。
- 8 2から7までの規定は、浸水危険区域の変更および指定の解除について準用します。
- 9 浸水危険区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とします。

第14 浸水危険区域における建築物の建築の制限

- 1 浸水危険区域内において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校および医療施設（規則で定めるものに限ります。以下「社会福祉施設等」といいます。）の用途に供する建築物の建築（移転を除きます。以下同じです。）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければなりません。ただし、次に掲げる建築物または建築物の部分については、この限りではありません。
 - (1) 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内である建築物
 - (2) 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分が居室を有しない建築物
 - (3) 建築基準法第85条第5項の規定の適用を受ける仮設建築物
 - (4) 第13の1の規定による浸水危険区域の指定または拡張の際現に当該浸水危険区域に存する建築物（建築の工事中の建築物を含みます。）の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分以外の建築物の部分
 - (5) (1)から(4)までに定めるもののほか、建築物およびその敷地の状況等を勘案してやむを得ないと知事が特に認める建築物
- 2 1の許可を受けようとする建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければなりません。

- (1) 建築物の敷地の位置
- (2) 建築物の構造
- (3) 建築物の用途
- (4) 建築物の敷地の想定水位
- (5) 建築物(第15の1の(2)または2の(2)の規定に適合するものとして1の許可を受けようとする場合にあっては、同一の敷地内にある他の建築物)の想定水位以上にある居室の床面または避難上有効な屋上の高さ
- (6) その他規則で定める事項

第15 許可の基準

1 知事は、住居の用に供する建築物に係る第14の1の許可の申請があったときは、当該申請に係る建築物が次のいずれかに適合していると認めるときは、第14の1の許可をしなければなりません。

- (1) 1以上の居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。
 - ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること。
 - イ 想定水位下の主要構造部が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。
- (2) 同一の敷地内に(1)に該当する建築物があること。
- (3) 付近に次のいずれにも該当する避難場所があること。
 - ア 次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 当該避難場所の地盤面の高さが想定水位以上であること。
 - (イ) (1)に該当する建築物または一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物があること。
 - イ 当該避難場所に避難することが見込まれる者の人数を勘案して十分な広さを有すること。
 - ウ 申請に係る建築物からの距離および経路、当該避難場所の管理の状況等を勘案して浸水が生じた場合に確実に避難できると知事が認めるものであること。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができると知事が認める建築物であること。

2 知事は、社会福祉施設等の用途に供する建築物に係る第14の1の許可の申請があったときは、当該申請に係る建築物が次のいずれかに適合していると認めるときは、第14の1の許可をしなければなりません。

- (1) 規則で定める用途ごとに規則で定める居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。
 - ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること。
 - イ 想定水位下の主要構造部が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。
- (2) 同一の敷地内に(1)に該当する建築物があること。

(3) (1)および(2)に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができる
と知事が認める建築物であること。

第16 許可の条件等

- 1 知事は、第14の1の許可をする場合において、浸水による県民の生命または身体に対する被害を回避するために必要な条件を付することができます。
- 2 知事は、第14の1の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければなりません。
- 3 2の許可証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築の工事は、することができません。

第17 変更の許可等

- 1 第14の1の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物について第14の2の(1)から(6)まで((4)を除きます。)に掲げる事項(規則で定める軽微な変更を除きます。)の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければなりません。
- 2 第14の1の許可を受けた建築主は、1の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。
- 3 第14の2、第15および第16の規定は、1の許可について準用します。

第18 許可の取消し等

知事は、第14の1または第17の1の許可を受けた建築主が次のいずれかに該当するときは、第14の1または第17の1の許可を取り消し、またはその許可に付した条件を変更することができます。

- (1) この条例の規定またはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。

第19 工程調査等

- 1 第14の1または第17の1の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事が知事の指定する工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終えたときは、その都度、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。
- 2 知事は、1の規定による届出があったときは、速やかに、その職員に当該届出に係る工事中の建築物およびその敷地が第14の1または第17の1の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて調査させ、その調査の結果、当該建築物およびその敷地が当該許可の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、工程調査適合証を交付しなければなりません。

第20 工事廃止届

第14の1または第17の1の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。

第21 報告の徴収

知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、建築物の所有者、管理者もしくは占有者、建築主、設計者、工事監理者または工事施工者（第22において「建築物の所有者等」といいます。）に対して、建築物の敷地、構造もしくは用途または建築物に関する工事の計画もしくは施工の状況に関する報告を求めることができます。

第22 立入検査

知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築物、建築物の敷地もしくは建築工事場に立ち入らせ、建築物、建築物の敷地、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させ、または建築物の所有者等に対し必要な事項について質問させることができます。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければなりません。

第23 身分証明書の提示等

- 1 第19の2および第22の規定により建築物、建築物の敷地または建築工事場に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。
- 2 第19の2および第22の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなりません。

第24 区域区分に関する都市計画の決定または変更

県は、都市計画法第15条第1項第2号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第18条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含みます。）の規定により決定し、または変更するときは、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が0.5メートル以上である土地の区域（都市計画法施行令（昭和44年政令158号）第8条第1項第1号に規定する土地の区域を除きます。）を、新たに同法第7条第2項に規定する市街化区域に含めないものとします。ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りではありません。

第25 盛土構造物の設置等に対する配慮等

- 1 沼澤原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」といいます。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなけれ

ばなりません。

- 2 知事は、1の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができます。

第6章 浸水に備えるための対策

第26 避難に必要な情報の伝達体制の整備等

県は、浸水被害が発生し、または発生するおそれがある場合における県民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、知事が管理する河川について保有する水位、雨量等に関する情報および洪水に関する予報または警報に関する情報（以下「河川の水位等に関する情報」といいます。）を市町および県民に的確かつ迅速に伝達するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとします。

第27 市町への必要な支援

県は、市町に対し、避難場所および避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を図るために事項の検討その他市町が行う浸水被害の回避または軽減に関する対策の検討に資するため、想定浸水深に関する情報その他必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとします。

第28 浸水時における避難等

- 1 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するため、日常生活において、避難場所および避難の経路、家族等との連絡方法その他浸水が発生した際にとるべき行動を確認するよう努めなければなりません。
- 2 県民は、浸水被害が発生するおそれがある場合において、河川の水位等に関する情報および避難の勧告等に関する情報に留意するとともに、状況に応じて的確に避難するよう努めなければなりません。

第29 宅地または建物の売買等における情報提供

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する浸水想定区域に関する情報を提供するよう努めなければなりません。

第30 調査研究の推進等

県は、流域治水に関する最新の知見の把握に努めるとともに、浸水に関する記録（県民の浸

水に関する体験の記録を含みます。) の収集その他流域治水に関する施策を効果的に実施するためには必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとします。

第31 教育、訓練等

県は、第30の調査研究の成果等を踏まえ、県民が、浸水に関する記録、流域治水に関する最新の知見、地域において想定される浸水被害、浸水が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じ、浸水が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるようにすることを目標として、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な教育および訓練、意識の向上等に努めるものとします。

第32 浸水被害の回避または軽減に関する学習等

県民は、浸水被害を回避し、または軽減するためには、県民一人ひとりが適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水被害およびこれに対する適切な対策について学習するとともに、県、市町その他の団体が実施する訓練に自主的に参加するよう努めなければなりません。

第33 水害に強い地域づくり協議会

県、関係行政機関および地域住民は、地域における浸水被害の回避または軽減に関し必要な対策に関する事項について協議するため、水害に強い地域づくり協議会を組織することができます。

第34 県民相互の連携等

- 1 県民は、相互に連携し、または流域治水に資する活動を行う団体を組織する等の方法により、協働による流域治水の推進に取り組むよう努めなければなりません。
- 2 県は、1の規定による取組への県民の積極的な参加を促進するとともに、県民または流域治水に資する活動を行う団体に対して、情報の提供、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとします。

第7章 雜則

第35 財政上の措置

県は、流域治水に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

第36 市町条例との関係

第13から第23までの規定は、市町が建築基準法第39条第1項および第2項の規定により、同条第1項の災害危険区域(出水による危険の著しい区域に限ります。)の指定および同条第2

項の住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものに関する条例を定めている場合には、当該市町の区域においては、適用しません。

第37 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

第8章 罰則

第38 罰則

1 次のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処します。

(1) 第14の1または第17の1（建築基準法第87条第2項の規定によりこれらの規定が準用される場合を含みます。（2）において同じです。）の規定に違反した者

(2) 偽りその他不正の手段により第14の1または第17の1の許可を受けた者

(3) 第16の3（第17の3において準用する場合を含みます。）（建築基準法第87条第2項の規定により準用される場合を含みます。）の規定に違反した者

2 1の(3)に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、その違反をした者を罰するほか、当該建築主に対して1の刑を科します。

第39

法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務について、第38の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して第38の刑を科します。

第40 過料

次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処します。

(1) 第19の1または第20の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者

(2) 第19の2の規定による調査を拒み、妨げ、または忌避した者

(3) 第21の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者

(4) 第22の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または第22の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

その他

第41 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。ただし、次の(1)および(2)に掲げる規定は、当該(1)および(2)に定める日から施行します。

(1) 第29の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第5章（第13から第23までの規定に限ります。）、第36、第8章および第42の規定 公布

の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

第42 滋賀県建築基準条例の一部改正

滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）について、所要の改正を行います。

(仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案に対する

意見・情報の募集について（案）

本県における治水政策については、これまで洪水を安全に流下させるための河川やダムなどの施設整備を進めてきましたが、近年、全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しており、滋賀県でも起こり得る可能性があります。また、県民と河川との関わりの希薄化や大水害の経験の減少等により、県民の水害への関心や危機意識が低下し、地域社会で育まれてきた水害から生命および財産を守る仕組みが次第に失われていくことが危惧されています。

こうした状況を踏まえ、「ながす」対策に加えて「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を組み合わせた流域治水を総合的に推進し、水害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域を実現することを目的として、流域治水に関し、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、河川の整備その他県が行う施策の基本となる事項、建築物の建築等の制限に関する措置等を定める「（仮称）滋賀県流域治水の推進に関する条例」を制定するため、その要綱案を取りまとめました。

この条例要綱案について、滋賀県民政政策コメント制度に関する要綱に基づいて、次のとおり公表するとともに、県民の皆さんからのご意見・情報の募集を行います。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、これに対する滋賀県の考え方を整理した上で公表することとしており、個々のご意見・情報に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承願います。

1. 公表する資料

（仮称）滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案

【参考資料】

（仮称）滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案の概要

（仮称）滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則で定める内容（案）について

滋賀県流域治水基本方針－水害から命を守る総合的な治水を目指して－（平成 24 年 3 月）

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、流域政策局流域治水政策室、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. 募集期間

平成 25 年 月 日から平成 25 年 月 日まで

4. ご意見・情報の提出方法および提出先

(1) 郵送 〒520-8577 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室（住所は省略できます。）

(2) ファックス 077-528-4904

(3) 電子メール ryuiki@pref.shiga.lg.jp

(4) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの応募

5. その他

(1) ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、本条例要綱策定のために使用することとし、公表することはありません。

(2) ご意見は、日本語で提出してください。

(3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご承知ください。

(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案の概要

政策・土木交通通常委員会資料
平成25年(2013年)6月24日
土木交通部流域政策局

◎前文

- ・条例制定の背景
- ・流域治水を推進する意義
- ・条例を制定する目的

◎目的

- ・流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する

◎総則

- ・用語の定義
- ・基本理念
- ・県、県民、事業者の責務

資料2-2

【パブコメ参考資料】

基礎資料

実現

◎想定浸水深の設定等

- ・県:流域治水に関する施策の基礎資料として、想定浸水深(地先の安全度マップ)を設定
- おおむね5年ごとに設定・公表

なかす

◎河川における氾濫防止対策

- ・知事:管理する河川の整備を行う。
- 河道の拡幅等を計画的・効果的に推進
- 流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等
- 当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化

◎氾濫原における建築物の建築の制限等

- ・浸水危険区域における建築規制
- 区域の指定(200年確率降雨で浸水深約3m以上の区域)
建築の制限、許可の基準、建築物の調査、立入検査
- ・10年確率降雨で浸水深50cm以上の区域は市街化区域へ新たに編入しない(対策が講じられる場合を除く)
- ・盛土構造物の設置等の際の配慮義務

ためる

◎集水地域における雨水貯留浸透対策

- ・森林および農地の所有者等:森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の発揮
- ・公園、運動場、建築物等の所有者等:雨水貯留浸透機能の確保

◎浸水に備えるための対策

- ・県:避難に必要な情報の伝達体制を整備・市町への支援
- ・県民:日常生活で備えるとともに、非常時には的確に避難
- ・宅地建物取引業者:宅地等の売買等に情報提供
- ・水害に強い地域づくり協議会を組織し、必要な取組を検討

とどめる

◎雑則

- ・財政上の措置
- ・市町条例との関係

◎罰則

- ・建築規制に関する規定に違反した者への罰則および過料

そなえる

(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則で定める主な内容(案)について

(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案における規則への委任事項のうち、主な事項については、次のとおり定めることを検討しています。

1 条例要綱案第14の1に規定する規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げるものとします。

- (1) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設および宿所提供之施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設および児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援または放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康センター（妊婦、産婦またはじょく婦の収容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設
- (2) 特別支援学校および幼稚園
- (3) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）および助産所（妊婦、産婦またはじょく婦の収容施設があるものに限る。）

2 条例要綱案第15の2の(1)の規則で定める居室は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める居室（当該用途の建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして知事が認めた他の居室がある場合にあっては、当該他の居室）とします。

- (1) 1(1)に掲げる用途（次号に掲げるものを除く。） 寝室（入所する者の使用するものに限る。）
- (2) 1(1)に掲げる用途（通所のみにより利用されるものに限る。） 当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの
- (3) 1(2)に掲げる用途 教室
- (4) 1(3)に掲げる用途 病室その他これらに類する居室

3 条例第25の1に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とします。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道路
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道および軌道法（大正10年法律第76号）による軌道

(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例骨子案および支援制度に対する市町長の主な意見と県の考え方について

■条例骨子案に対して市町長から出された主な意見

- ・この条例は、河川法や都市計画法、建築基準法などの関係法令が多く、理解しがたい。
- ・建築規制などの「川の外の対策」よりも、河川整備などの「川の中の対策」の優先実施を求める。
- ・県条例による避難場所の整備や宅地嵩上げに対して、何故市町が負担しなければならないのか。
- ・その他、川の外での現実的な対応の仕方に関するもの。

・これらの意見は、それぞれこの条例の「新たな観点」からの取り組みに関するもの。

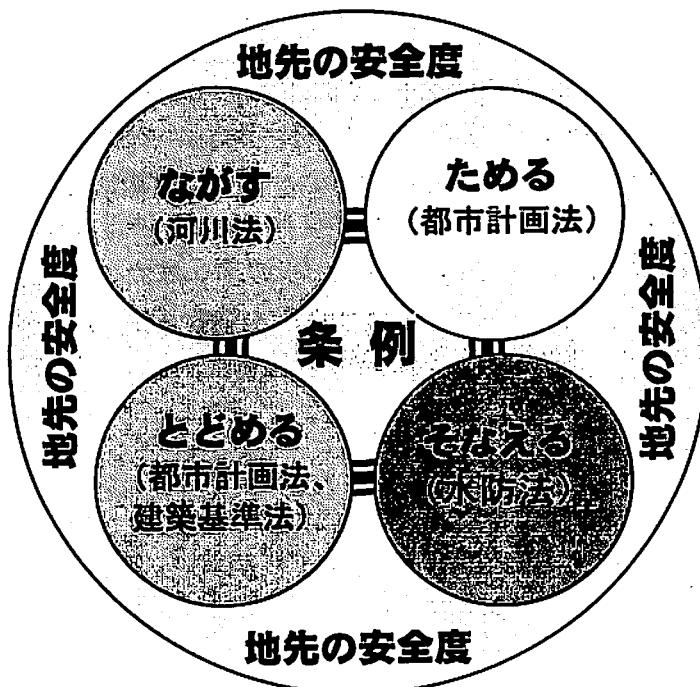
◆条例の新たな観点

1. 「水害から命を守る」総合政策の仕組み

「水害から命を守る」という、まさに住民目線で、これまでの法令で隙間が空いてしまったところに横つなぎをする総合政策の仕組み。

関連する施策を一体として横串を差し、住民の命、壊滅的な被害を防ぐということで、関係法令を一つの条例の中で、総合行政をあずかる自治体ならではの仕組みとして関連付けたもの。

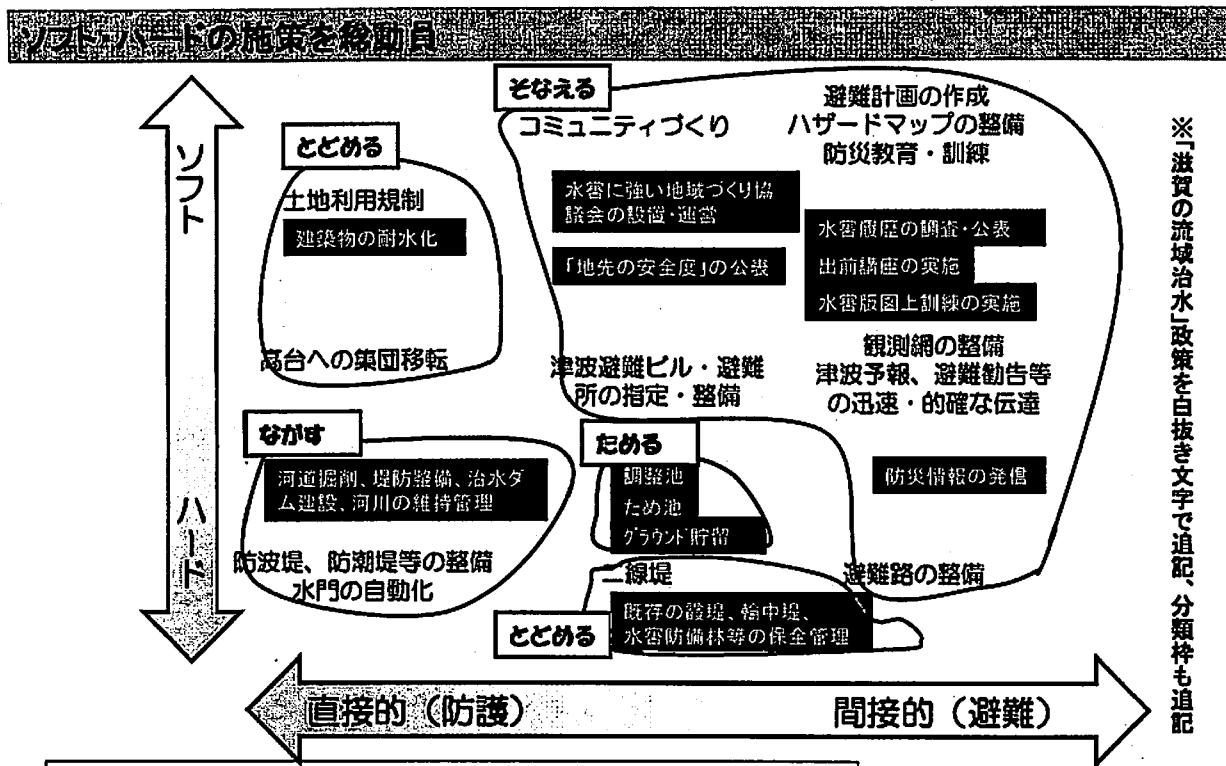
具体的には、「ながす対策」は河川法、「ためる対策」は都市計画法、「とどめる対策」は都市計画法と建築基準法、「そなえる対策」は水防法によって定められている。



2. 「防災」から「防災+減災」へ

施設により災害を封じ込める「防災」を中心とした従来の考え方には、施設の能力を超える災害、つまり、ダムや河川など施設の能力を超える災害も想定をし、例え被災したとしても命を守ることを最優先に、被害を最小化する「減災」という考え方をプラスしたもの。

「減災」では、「公助」だけでなく、いざという時に「共助」・「自助」がうまく機能することが重要。



※「滋賀の流域治水」政策を抜き文字で追記、分類枠も追記

H23.6.25 東日本大震災復興構想会議／復興への提言の図表

- この2つの観点は、一昨年の東日本大震災をはじめ、同じ年の7月の新潟・福島豪雨や、9月の紀伊半島の台風12号災害など、これまでにない桁外れの大規模災害から得た教訓であり、新たな防災施策には、是非とも盛り込むべき観点である。
- 流域治水政策の推進は、県が行う河川整備などの「公助」と、市・町や地域の自主防災組織が責任を持つ水防活動を中心とする「共助」、また、命を守るために住民が自ら行う避難活動などの「自助」が一体となって取り組む中で成果があがるもの。そのため、県民はもとより市・町の理解と協力が大切。

◆その他、主な意見と県の考え方は、以下のとおり。

1. 条例体系に関するもの

1-1 想定外に備える治水という説明に矛盾があるのではないか（総合治水と流域治水）

- ・想定外の洪水とは、現況の河川の流水を流下させる能力を超える洪水および治水計画上の計画規模を上回る洪水と定義しています。
- ・国の「総合治水」では、一般に、計画規模の洪水に対し河川と流域で分担して対応することとしていますが、本県の流域治水は、計画規模の洪水までは河川で対応することを目指し、想定外の洪水に対しては、地先の安全度を基礎情報に建築規制などにより流域で対応することとしています。

1-2 住民に罰則をかけていいのか。

- ・現行の滋賀県建築基準条例の災害危険区域制度のうち出水に係るものを本条例に移行するため同条例の改正を予定しています。これに伴い、現行法制との整合性を維持するため、罰則についても滋賀県建築基準条例と同様に規定する必要があります。
- ・したがって、新たに特別な罰則規定を創設するものではありません。

2. 「ながす対策」に関するもの

2-1 建築規制などの「川の外の対策」よりも、河川改修などの「川の中の対策」を優先すべきではないか。

- ・「川の中の対策」は流域治水の基幹的な対策であり計画的かつ効率的に実施することとしています。
- ・しかし、完了させるには長期間と多大な予算を必要とします。
- ・「川の中の対策」の継続中および完了後において、計画を上回るどのような洪水でも人命が失われないようにするために、流域で建築規制など「川の外の対策」を並行して取り組む必要があります。
- ・なお、「川の中の対策」のなかでも市町からの要望が多い河川の維持管理については、緊急性の高い箇所から浚渫等に努めてきたところであり、引き続き、予算確保も含め、着実に取り組んでいくこととします。

3. 「支援制度」に関するもの

3-1 浸水危険地域に住んでいる人に税金で補助をするのは、高台にすんでいる人にとっては不公平感があるのではないか。

- ・個人レベルの水害に対する安全性確保だけでなく、歴史のある地域コミュニティの維持やまちづくりを支援しようとするものです。
- ・水害から命を守るために、地域全体の生活基盤の本来満たすべき安全性を確保するものであり、公益性があると判断したものです。

3-2 県条例に基づく支援策なのに、なぜ市町が事業主体なのか。なぜ市町に費用負担を求めるのか。

- ・水平避難である避難場所整備や垂直避難を可能にする宅地嵩上げ対策については、市町全体のまちづくりの取り組みに密接に関わってくる事や、市町は避難誘導の責務を有する水防管理者であることも踏まえ、事業主体は市町とさせていただきたいと考えています。
- ・費用負担について、避難場所整備は県の支援により市町の負担軽減を図り、宅地嵩上げ対策は市町の支援により建築主の負担軽減を図ることができます。

3-3 嵩上げに対して助成があるということだが、そもそもかさ上げの自己負担額を用意できない住民にとっては対応できないのではないか。そうなると、集団移転とうることも選択肢としてあるのか。

- ・水害から命を守るために、「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせが基本であり、宅地嵩上げについても、「自助」として一定の個人負担をお願いしたいと考えています。
- ・また、市町・地域住民と連携し、避難場所の整備や避難体制の構築などソフト対策を組み合わせて、地域の特性に応じた重層的な対策をおこない、被害の最小化を図ることが重要であると認識しています。
- ・集団移転については、例えば国土交通省の防災集団移転促進事業では、市町村を事業主体として、住宅団地の用地取得造成経費については4分の3の補助があるものの、住宅建設・土地購入に対する補助は借入金の利子補給だけであることから、抜本的な経済的困窮者対策にはならないと考えています。

4. 地域特性等に関するもの

4-1 宅地の嵩上げをした場合、車での出入りや近所との関係も出てくる。道路や隣家の敷地も一緒に上げるべきではないか。

- ・200年確率で4m浸水する場合、1m嵩上げし3m未満の浸水深とすることにより、まずは人命を失わない対策をすることが最優先と考えます。
- ・敷地の面積にもよりますが、斜路を敷地内に設置すること等による対応が可能と考えています。
- ・なお、敷地の制約等により宅地嵩上げ対応が困難な場合は、避難場所整備の検討を含め、市町および地域住民と十分協議し、住みやすさに配慮した取組をしたいと考えています。
※ 嵩上げ費用の算定にあたっては斜路設置費用も考慮しています。
※ 200年確率で3m以上浸水する住居のうち必要な盛土高が約1.5m以下であるものは全体の約90%程度である。

4-2 公営住宅や改良住宅が浸水危険区域に指定されることについて、県はどう理解を求めていくのか。

- ・当該住宅区域については、地先の安全度により200年確率で人命被害を生じるおそれがあることが判明したものです。
- ・どのような洪水にあっても人命が失われることを避けるため、浸水危険区域の指定にあたっては、市町と連携しながら、制度の趣旨や支援制度などについて、十分説明し理解を求めていきたいと考えています。

4-3 水害リスクが高い地域の市街化区域への新規編入禁止は、市町のまちづくりに対してマイナスになるのではないか。都市計画法等の規制緩和も同時に実施しないと、実現が伴わないのではないか。

- ・都市計画法施行令において、「『溢水、湛水…等による災害の発生のある土地の区域』は市街化区域に編入しない」とこととされており、当該区域は、昭和45年の建設省都市局長・河川局長通達により、「おおむね時間雨量50mm程度の降雨で0.5m以上の湛水が予想される区域」とされていることを踏まえ、「地先の安全度」を基礎情報として、具体的運用を条例に規定するものです。

4-4 県は、浸水危険区域について、地元住民への十分な説明は行うのか。

- ・浸水危険区域の指定にあたっては、地元住民に説明のうえ予定区域の確認をしていただき、縦覧、市町長の意見聴取を経て告示することとしています。

(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例骨子案および支援制度に対する市長会(5/29開催)および町村会(5/16開催)での意見等

項目	市町長からのご意見等	県の回答
1. 条例体系について	<p>①国の総合治水と比較して、想定外に備える治水という本県の流域治水の考え方には矛盾があり、理解しがたい。</p> <p>②流域治水条例は、河川法、都市計画法、建築基準法、水防法等の関係法令が多く、わかりにくく、無理があるのではないか。また、建築規制に関する内容が多く、建築規制に特化するべきではないか。</p>	
2. ながす対策について	<p>①県の責務である河川整備が進まなくとも県に罰則はないのに、住民には罰則規定があるのは、偏っていて強権的ではないか。</p> <p>②建築規制などの川の外の対策よりも、河川改修などの川の中の対策を優先すべきではないか。また、河川管理者である県が河川整備を進めて来なかつたので、今回の条例が必要になったのではないか。</p> <p>③河川整備の目標である10年確率に対しても十分な対策が講じられていないのに、なぜ建築規制では200年確率の対策を考えるのか。</p> <p>④県が管理する一級河川は、どのような計画に基づき河川整備を実施しているのか。 また、河川整備を実施する予算は十分確保されていないのではないか</p> <p>⑤「ながす」対策の中でも、浚渫をもっと実施すべきではないか。</p>	<p>①条例骨子案では、河川整備について、河川管理者である県が、基幹的な治水対策として県内各地における河川の整備状況の均衡に配慮しつつ計画的かつ効果的に実施することとしています。一方、罰則規定については、人命を守るために必要な建築を適切に行っていただけるよう、建築主等が建築基準法に違反した場合の罰則を設けるものです。罰則内容については、既存の県建築基準条例にある罰則規定と同等のものを予定しています。</p> <p>②「川の中の対策」については、当面は戦後最大規模、時間50mmの規模(10年確率)で実施しています。河川管理者である県は、着実な河川整備の推進に努めているところですが、川の中の対策が完了したとしても、200年確率降雨などの大雨により、川が溢れて住家が浸水してしまうおそれがあることから、浸水する地域の中でも特に深く(3m以上)浸水する地域において、何とか命を守りたいというのが条例の趣旨です。</p> <p>④「川の中の対策」については、「中長期整備実施河川の検討」により、県が管理する506河川をAからDのランクに分け、優先度の高いAランクとBランク河川を対象に、約500億円の事業をおよそ20年で整備することとしています。河川整備の予算については、特にこの4年間は、毎年10億近く増額するなど積極的な予算確保に努めているところであります。基幹的な治水対策として、引き続き、予算の確保に努めてまいります。</p> <p>⑤浚渫については、予算が10億円と最も少なかった年に比べ、近年では20億円超の予算を確保しているところです。毎年、土木事務所では要望を聞き、緊急性の高い箇所から実施しています。</p>

項目	市町長からのご意見等	県の回答
3. 支援制度について	<p>①県条例に基づく支援策なのに、なぜ県は市町にも費用負担を求めるのか。</p> <p>②嵩上げに助成があるということですが、そもそも、かさ上げの自己負担額を用意できない住民にとっては意味がないのではないか。</p> <p>③浸水危険地域に住んでいる人に税金で補助をするのは、高台にすんでいる人にとっては不公平感があるのではないか。</p> <p>④土砂災害や液状化現象など、さまざまなリスクがあるなかで、なぜ水害だけを補助しようとしているのか。また、額も手厚すぎるのではないか。</p> <p>⑤条例制定の主体は県であり、河川整備と同様、支援制度については、県が主体となって事業を推進すべきではないのか。</p>	<p>①避難場所整備事業については、国の補助事業を活用し、国が1/2、残りの1/2を県が負担することにより、市町の負担を軽減させていただきたいと考えています。宅地の嵩上げについては、個人がかさ上げされる経費の1/2を県がまず支援し、あわせて、市町からも1/4の支援をお願いすることにより、個人の負担軽減を図りたいという思いで提案させていただいている。</p> <p>④土砂災害対策としては、一定の要件に基づく急傾斜地崩壊対策事業による保全工事や、土砂災害特別警戒区域から移転する際の新規住宅建設費用等に対する国の補助制度があります。耐震対策に関しては、建築基準法に基づき、個々の建築物で耐震性能を確保するとともに、既存木造住宅の耐震対策促進のための建物改修工事への支援制度が設けられています。今回、水害対策への支援制度として、特に人命被害の危険性の高い浸水危険区域において、今後も安心して住み続けていただくために必要な宅地嵩上げに対する支援であり、他都府県の市・区での浸水対策のための嵩上げ事業への支援(嵩上げにかかる工事費の1/2~3/4、上限100万円~300万円)との比較においても、適切な制度であると考えています。</p>
4. 地域特性について	<p>①宅地の嵩上げをした場合、車での出入りや近所との関係も出てくる。道路や隣家の敷地も一緒に上げるべきではないか。</p> <p>②同和対策事業、地域対策改善事業で整備した公営住宅や改良住宅が浸水危険区域に指定されることについて、県はどう理解を求めていくのか。</p> <p>③条例に基づく許可是市町が行うのか。条例による許可と建築主事等が行う建築確認との関係はどうなるのか。また、条例に違反する建築物がある場合に、監督処分や告発は特定行政庁が行うこととなるのか。</p>	<p>①宅地の嵩上げは、竜王町弓削地区のように既に実施されている地域もあり、安全な住まい方の一つとして適切な対応と考えています。嵩上げに伴う取り付け道路の取り扱いについては、ケース・地域ごとに異なるため、条例での規定は難しいと考えていますが、まちづくりとも密接に関係することから、市町と十分話をさせていただきながら住みやすさに配慮した取り組みとなるよう一緒に考えていきます。</p> <p>②関係市町の事業に支障がないように、十分協議・調整に努めるとともに、住民に対しては、地先の安全部に基づく水害リスク情報を周知し、正しく認識していただくとともに、水害から命を守るための条例の趣旨や支援制度などについて十分説明し理解を求めていきたいと考えています。</p> <p>③流域治水にかかる建築確認等の審査については、県の流域政策局で行うことを市町担当者会議でも説明しています。なお、建築基準法に基づく処分等は、特定行政庁が行うこととなることから、実施にあたっては、関係市と十分協議・調整を行います。</p>

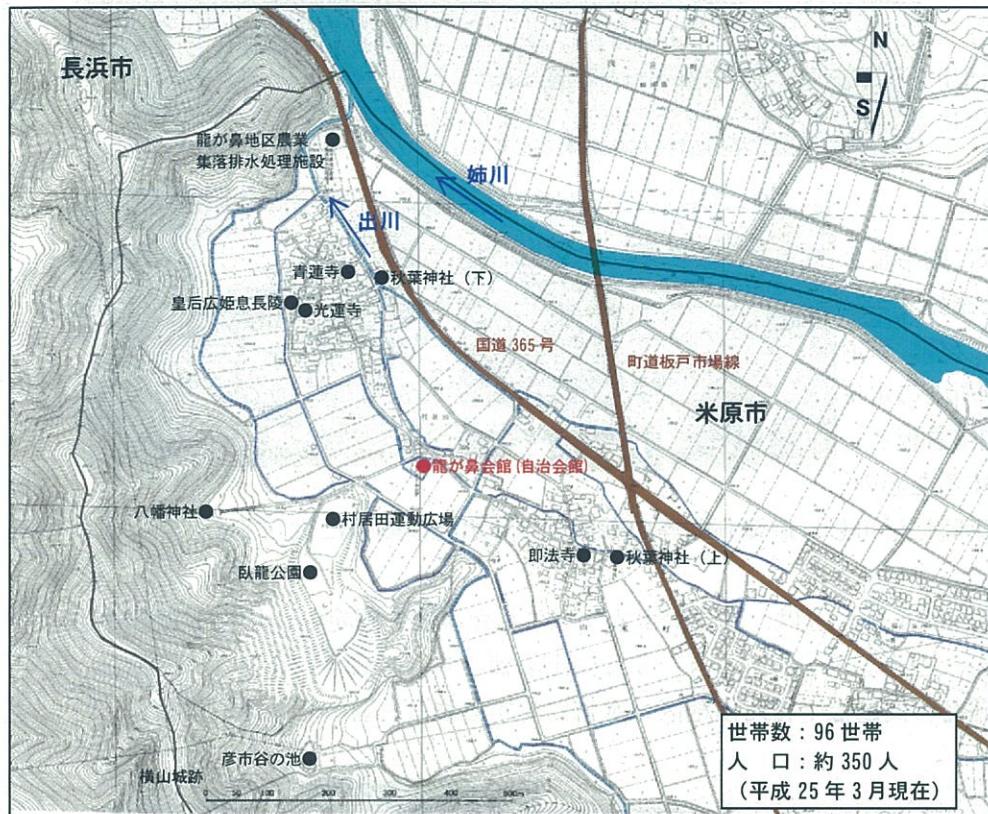
項目	市町長からのご意見等	県の回答
4. 地域特性について	<p>④水害リスクが高い地域の市街区域への編入禁止は、市町のまちづくりに対してマイナスになるのではないか。都市計画法等の規制緩和も同時に実施しないと、実現が伴わないのではないか。</p>	
	<p>⑤県は、浸水危険区域制度について、地元住民への十分な説明は行うのか。</p> <p>⑥県は9月に条例案を上程すると伺っているが、本日の状況から市町の理解が十分得られていないと思うが、今後どのように進めていくつもりか。</p> <p>⑦危険なところであれば別の場所へ移転すべきではないか。</p>	<p>⑤県としては、浸水危険区域制度などの条例内容についての説明会を開くなど県民の皆さんに十分な説明に努めてまいります。</p> <p>⑦本県では過去に集団移転した事例はありますが、今回は、あくまでも、その地域で安全に住み続けていただけるように具体策を検討し、提案させていただいたものであります。</p>

※「県の回答」欄が空欄の項目は、当日の会議進行状況のなかで、回答に至らなかったものです。

村居田地区水害に強い地域づくり計画(概要版) 平成25年4月

水害に強い地域づくり取り組み事例 (条例要綱案第33関係)

村居田地区の概要



米原市村居田地区は、長浜市との境界に位置し、地区の北側には一級河川姉川(流域面積 369km²)が流れ、西側には標高 200m~300m 程度の山地(横山)が連なっています。

集落内を流れ、姉川に合流する一級河川出川は、大雨が降ると水位はたちまち上昇します。溢水の危険性も想定されることから、住民はひとたび雨が降ると出川の水位を非常に注視しています。

表2 WGの概要(平成23年度)

平成23年度	
第1回WG:H23/7/26	<ul style="list-style-type: none"> ・紛マップへの情報の追加 ・まるごとまちごとハザードマップの設置について ・出川の簡易量水標の設置について ・周知用看板(市道橋と伊吹橋の水位関連付け)の設置について
第2回WG:H23/10/7	<ul style="list-style-type: none"> ・避難ルート案について ・まるごとまちごとハザードマップの設置候補箇所 ・簡易量水標の設置箇所について ・周知用看板案について ・現地確認
第3回WG:H23/11/27	<ul style="list-style-type: none"> ・水害図上訓練(出前講座、意見交換、現地確認、発表)
第4回WG:H23/12/20	<ul style="list-style-type: none"> ・避難ルールづくり ・まるごとまちごとハザードマップ設置箇所現地確認 ・出川 簡易量水標の設置イメージ ・姉川市道橋 周知用看板案イメージ
第5回WG:H24/2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・避難ルールづくり ・村居田地区 水害に強い地域づくり計画(素案)

政策・土木交通常任委員会資料
平成25年(2013年)6月24日
土木交通部流域政策局

資料 4



第3回WG・水害図上訓練



第4回WG・現地確認
(まるまち設置箇所案)



第2回WG・成果報告会

村居田地区 水害に強い地域づくり計画WGの構成

村居田地区は、洪水時に浸水深が深くなることが想定されており、平成22年度に住民代表、米原市、滋賀県らで構成する「村居田地区水害に強い地域づくり計画WG」(以下、村居田WGといふ)を設置しました。このWGでは、避難ルールづくりをはじめとした、水害に「そなえる」対策について検討を行いました。

表1 WGの構成

自治会	H24自治会長
	H24副自治会長
	H23自治会長
	H23副自治会長
	H22自治会長
	H22副自治会長
京都大学防災研究所	社会防災研究部門
国土交通省琵琶湖河川事務所	
米原市	防災危機管理局
	建設課
滋賀県長浜土木事務所	河川砂防課
滋賀県防災危機管理局	
滋賀県流域治水政策室	

表2 WGの概要(平成22年度)

平成22年度	
H22.10.29	・村居田地区聴き取り調査
第1回WG:H22/12/10	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取り組み内容 ・氾濫シミュレーションによる水害リスクの把握
第2回WG:H23/2/7	<ul style="list-style-type: none"> ・減災対策による被害軽減効果の評価(行政のみ) ・現地調査および地盤高測量の実施(地区の避難の為の基礎情報をとるために詳細な地盤高情報を取得)
第3回WG:H23/3/3	

表2 WGの概要(平成24年度)

平成24年度	
第1回WG:H24/9/21	<ul style="list-style-type: none"> ・11月開催予定の住民説明会に先立ち、説明内容と当日の流れを確認
第2回WG:H24/11/23	<ul style="list-style-type: none"> ・住民を集めてこれまでの成果を報告 ・各組に分かれて避難マップについての意見交換を実施
第3回WG:H25/3/7	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年から約2年半にわたり行ってきた様々なWG活動の一区切りとしてまとめを行った

村居田地区における水害の歴史

平成22年に実施した水害体験等の聴き取り調査によると、村居田地区における水害は最も古い記録として、1361年(康安元年)の洪水があります。昭和34年8月台風7号や9月伊勢湾台風でも被害が発生しました。

表3 村居田地区における水害の歴史

発生時期	水害の被害
1361年(康安元年)	姉川の井之口・村居田あたりが決壊し、田畠が流失したという話が伝わっている。(村居田地区を対象とした、平成22年度聴き取り調査より)
昭和34年8月(台風7号)	姉川の堤防が半分欠けた。 村居田地区の下字で、床下浸水の被害が発生した。
昭和34年9月(伊勢湾台風)	姉川と出川の合流部より少し上流の堤防が決壊し、田畠の流失が起きた。 市道橋の橋脚も落ち込み、市道橋が沈み下がるといった被害も発生した。



伊勢湾台風より崩れた市道橋
(近畿水害写真集)

水害に強い地域づくりに関する具体的な対策

計画範囲

米原市村居田全域を対象とします。

計画目標

目標を右図に示します。

水害に強い地域づくりに関する事項

行政や住民等が連携・協働し、「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」のうち「そなえる」対策を行い、家屋の流失・水没にともなう人的・物的被害の回避・軽減を図ります。

村居田地区では、平成22~24年度にかけて村居田WGの検討として、次①~⑧の地域防災力向上対策（水害に「そなえる」対策）を具体化して実施し、計画としてとりまとめました。

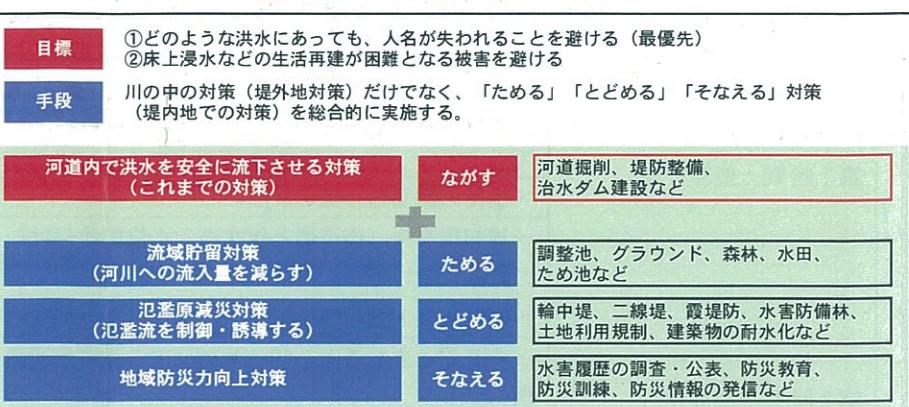
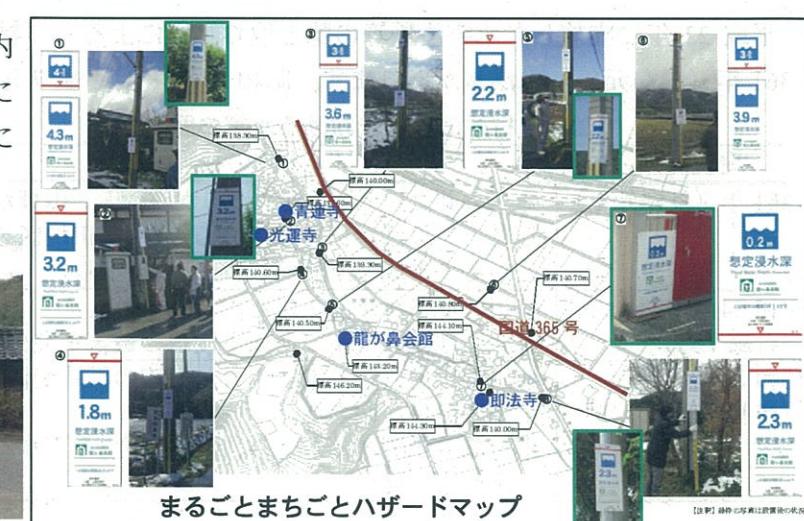
①村居田水害時の道しるべマップ～伝承したい水害の備えと知恵～

伊勢湾台風はじめ大きな洪水を経験された方々を対象に、過去の水害経験や水防活動等について聞き取り調査を行い、マップに整理して、A3版印刷物として全戸に配布、龍が鼻会館にはA2版を掲示しました。マップを活用して、村居田地区に伝わる水害に対する備えや知恵を未来にも伝承することに努めます。



②まるごとまちごとハザードマップ

洪水時の予想浸水深を表示した標識を集落内に8箇所設置しました。平常時から浸水リスクについて正しい認識を持ち、「いざ！」という時に備えます。



流域治水対策の目標と分類
(出典：滋賀県流域治水基本方針、平成24年3月24日)

③出川の簡易量水標

大雨が降った場合に出川の水位状況を把握し、避難等に役立てる目安とするため、赤・白ペンキで20cm毎に塗装した簡易量水標を2箇所設置しました。大雨時に活用し、避難判断等の動機付けや水防活動等に役立てます。



(平成24年9月18日)

④姉川市道橋の簡易量水標と周知用看板

姉川に架かる市道橋には、出川と同様に簡易量水標を設置しました。また、現地で水位を確認できない場合でも市道橋の水位を推定できるように、市道橋から上流約3kmにある伊吹水位観測所との水位を関連づけた水位関係表を作成し、周知用看板として設置するとともに活用方法等を周知するための広報用ビラを各戸に配布しました。大雨時に活用し、避難判断等の動機付けや水防活動等に役立てます。

⑤水害図上訓練(DIG)

水害図上訓練（DIG: Disaster Imagination Game）とは、大きな水害が発生した事態を想定し、地図への書き込みを通して危険が予測される場所や状況などをシミュレーションする図上訓練です。平成23年11月に開催し、参加者同士が意見を出し合う中で、避難時の問題点や村居田地区の水害に対する強み・弱みを発見、共有し、防災意識や地域のつながりを高めました。

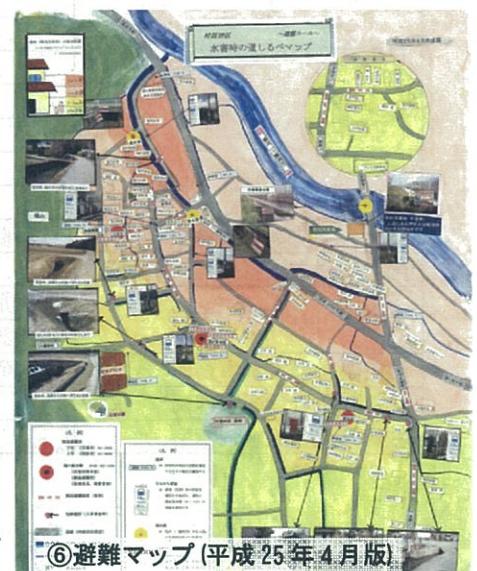


⑥村居田水害時の道しるべマップ～避難ルール版～[避難マップ]

水害図上訓練で出された避難所・避難経路に関する意見、危険箇所等を踏まえて住民らが話し合い、これらの情報を地図に落とし込んだ避難マップを作成しました。避難マップを日ごろから意識し、大雨時の避難等に活用します。

⑦水害にそなえる対策の成果報告会

平成22年より行ってきた成果を住民に説明し周知するための場、また、避難マップについての意見を聞く場として平成24年11月に成果報告会を開催しました。こうした取組みを通じて村居田地区全体の地域防災力向上に努めます。



⑧水防情報の活用

水防情報として、①滋賀県土木防災情報システム、②「しらせる滋賀情報サービス」（しらしがメール）、③テレビの地上デジタル放送などを活用します。

